

目次	ハイライト	ゼオンのCSR	組織統治	環境	労働慣行
公正な事業慣行	消費者課題	人権	コミュニティ	データ集	GRI スタンダード対照表

組織統治

目標と実績	17
コーポレートガバナンス	18
リスクマネジメント	20

目標と実績

2020年のありたい姿 ＝「社会の期待に応えている」状態を目指す	現在実施している具体的活動 (■：完了、△：継続実施)	今後実施すべき検討事項
【説明責任と透明性を伴った意思決定】 - 組織の意思決定が、企業理念・経営方針をはじめとする社規に基づいて適正に行われている。 - 各部署の業務は、方針展開に基づいてPDCAサイクルが回っている。 - 意思決定において、社会や環境に対する影響が考慮される仕組みがある。	△コーポレートガバナンスコードに対応した運用(実績詳細は以下資料) ・日本ゼオンコーポレートガバナンス基本方針 http://www.zeon.co.jp/content/200281514.pdf ・コーポレートガバナンス報告書 http://www.zeon.co.jp/content/200324423.pdf	1. CSR推進体制の継続と、社会的要請に基づく定期的な運用見直し
【コーポレートガバナンスの徹底】 - 内部統制 内部統制が有効に合理的に機能している。 - リスク管理 グローバルでの危機管理体制が構築されている。 - 事業継続 自律的 BCM 活動（事業継続マネジメントシステムの確立、訓練等と通じた各種 BCPの定期的見直し etc.）がグループ全体に展開され、定着・深化している。	△内部統制報告 （業務適正を確保する体制の運用状況確認） △リスク一覧表によるリスクの定期的見直しとリスク評価のグループ全体(国内 / 海外)への展開 △内部通報制度の運用 ■事業継続マネジメント(BCM)の確立 △各種事業継続計画(全社 BCP/事業部 BCP/原料調達 BCP etc.)の作成と定期的見直し	1. グループ会社での内部統制レベル向上 2. 各部門・グループ会社のリスク一覧表の評価と改善指導、良好事例の水平展開 3. 社会の要請や社会からの期待をとらえて広く事業リスクをとらえて管理する。TCFDでの気候変動リスクを長期的な視野から捉えて対応を進める。 4. リスクの見直しとともに、BCPを更新する。

目次	ハイライト	ゼオンのCSR	組織統治	環境	労働慣行
公正な事業慣行	消費者課題	人権	コミュニティ	データ集	GRI スタンダード対照表

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

日本ゼオンは、株主をはじめとする多様なステークホルダーの利益を尊重し、利害関係を調整しつつ収益を上げ、企業価値を継続的に高めることを目指します。その実現のために、コーポレートガバナンスを通じて効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステムを構築する努力を継続します。

また、内部統制システムを整備することにより、各機関・社内組織の機能と役割分担を明確にして迅速な意思決定と執行を行います。その経過および結果については適切な監視と情報公開を行い、経営の透明性の向上に努めます。

コーポレートガバナンス基本方針

<http://www.zeon.co.jp/content/200281514.pdf>

コーポレートガバナンス報告書

<http://www.zeon.co.jp/content/200324423.pdf>

日本ゼオンのコーポレートガバナンス体制を構成する主な組織は以下のとおりです。

取締役会

取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則毎月開催しています。法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定などの職務を行います。現在、社外取締役3名を含む7名の取締役によって構成されています。

常務会

常務会は、常務会規程に基づき、代表取締役、常務以上の役付執行役員などで構成され、原則毎月2回開催し、経営に関する重要事項について、出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定します。議案のうち取締役会規程に定めのある重要事項について、取締役会にて審議・決定しています。

監査役会

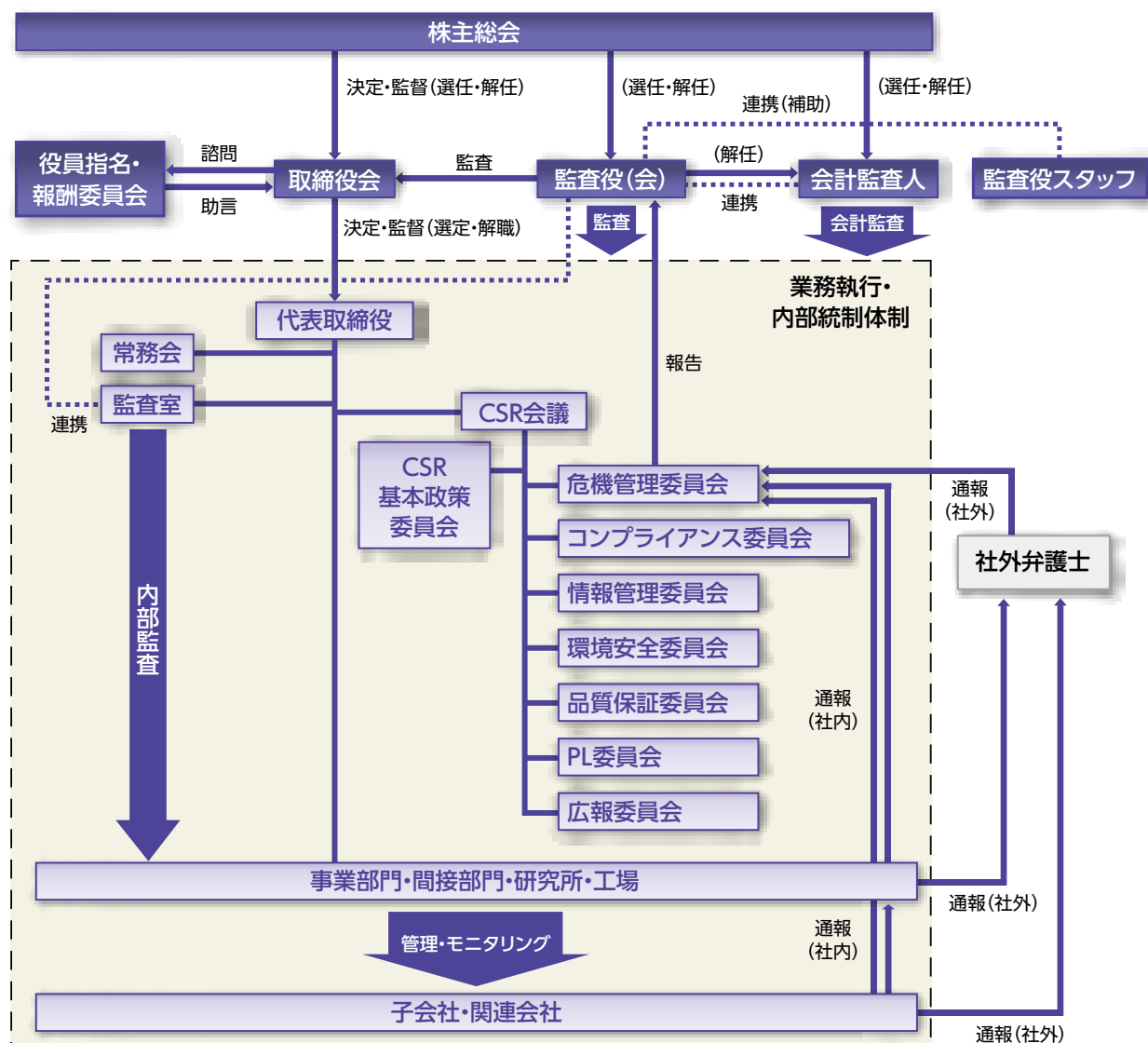
監査役会設置会社として、社外監査役3名を含む5名で構成される監査役会を設置しています。監査役会では重要事項について報告・協議・決議を行います。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っています。

役員指名・報酬委員会

役員の指名・報酬等に係る、取締役会の機能の客観性、透明性を強化することを目的として取締役会の下に、その諮問機関として設置されています。委員3名以上5名以内で構成するものとし、そのうち2名以上は独立社外取締役です。

目次	ハイライト	ゼオンのCSR	組織統治	環境	労働慣行
公正な事業慣行	消費者課題	人権	コミュニティ	データ集	GRI スタンダード対照表

コーポレートガバナンス体制図



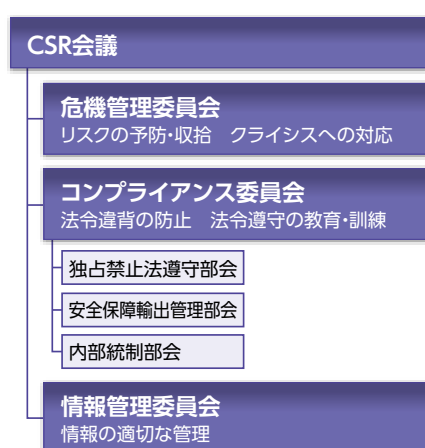
目次	ハイライト	ゼオンのCSR	組織統治	環境	労働慣行
公正な事業慣行	消費者課題	人権	コミュニティ	データ集	GRI スタンダード対照表

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

危機管理委員会がゼオンのリスクマネジメントを推進しています。法令違反の防止や法令遵守についてはコンプライアンス委員会のもとで活動しています(体制等詳細はコンプライアンス(→ P51) に掲載)。情報管理委員会では情報の入手から廃棄に至るまでの適切な管理を行っています。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制図



危機管理委員会 2019 年度の実績

- ・発生した案件の処理および再発防止策の策定
- ・リスクおよびクライシスに対する統制活動の充実

例：大規模地震を想定した事業継続計画 (BCP) に基づく全社総合訓練の実施

内部通報制度

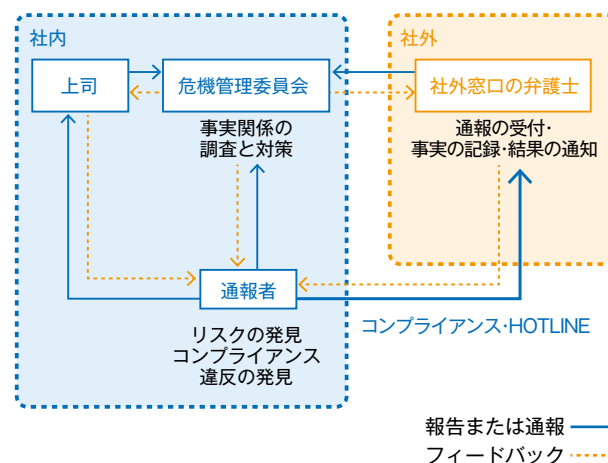
ゼオンでは、潜在的なリスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、内部通報制度を整備しています。リスク情報の通報ルートとして、上司経由または直接の危機管理委員会への通報という社内窓口のみならず、社外に設置した弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」を設けています。通報者*は通報をしたことによって、何ら不利益を被ることはありません。

内部通報件数：過去 10 年間（2010 年度～ 2019 年度）
累計 16 件

危機管理委員会は通報内容について事実関係の調査を行い、その調査結果から社内の組織に対策を指示するなど、適切に対処しています。

※ 通報者の資格を有するのはゼオン従業員（出向社員含む）、従業員に準じた派遣社員およびゼオンの事業場で作業する請負事業者の役職員です。

内部通報のフロー



「コンプライアンス・HOTLINE」

通報先：弁護士 吉村 浩

事務所：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3池谷ビル3階

吉村法律事務所

電話：03 (3264) 1805

FAX：03 (3264) 1806

E-Mail：yosimura@tkh.att.ne.jp